令和8年　第5回　飯塚市議会定例会　議案			
議案番号	件　　名	摘要	ページ
１０７	令和8年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)		
１０８	令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
１０９	令和8年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)		
１１０	令和8年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
１１１	令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)		
１１２	令和8年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)		
１１３	令和8年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)		
１１４	令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)		
１１５	令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)		
１１６	令和8年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)		
１１７	令和8年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)		
１１８	令和8年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)		
１１９	令和8年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)		
１２０	飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		３
１２１	飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		２１
１２２	飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例		３１

議案番号	件　　名	摘要	ページ
１２３	飯塚市いじめ問題調査委員会条例		４０
１２４	飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例		４３
１２５	飯塚市グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例		７６
１２６	飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例		８４
１２７	飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例		８７
１２８	飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例		９７
１２９	飯塚市総合体育館条例の一部を改正する条例		１１２
１３０	飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		１１９
１３１	第3次飯塚市総合計画基本構想		１２１
１３２	契約の締結(穂波福祉総合センター大規模改修(空調設備・その１)工事)		１２２
１３３	土地の処分(大将陣公園東側)		１２８
１３４	訴えの提起(介護給付費返還金に係る差押債権取立請求事件)		１３１
１３５	市道路線の認定		１３３
報告第27号	専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		１３６

議案第120号

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

国家公務員の給与についての人事院勧告が行われたので、これを参考にして本市職員の給与を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条　飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（通勤手当） 第16条　（略） 2　（略） (1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。) (2)・(3)　（略） 3　第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、5,000円を	（通勤手当） 第16条　（略） 2　（略） (1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。) (2)・(3)　（略）

超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額 (2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額	
4　運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	3　運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
5・6　(略)	4・5　(略)
7　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。	6　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
8　(略)	7　(略)
(宿日直手当) 第21条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,000円を超えない範囲内において規則に定める額を宿日直手当として支給する。	(宿日直手当) 第21条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円を超えない範囲内において規則に定める額を宿日直手当として支給する。

2　（略）	2　（略）
（期末手当）	（期末手当）
第26条　（略）	第26条　（略）
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。
4～6　（略）	4～6　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第29条　（略）	第29条　（略）
2　（略）	2　（略）
(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに	(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに

対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の108.75を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の53.75を乗じて得た額の総額

3～5　(略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400

対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5　(略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700

8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000

8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300

28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200
33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200
41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	

28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	

48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	
49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	
51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	
52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	
54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	

48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	

68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500	
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700	
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000	
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300	
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500	
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700	
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400	440, 000	
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700	440, 300	
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900	440, 500	
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100	440, 700	
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400	441, 000	
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700	441, 300	
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900	441, 500	
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100	441, 700	
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400		
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700		
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900		
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100		
86	275, 500	315, 300	366, 500	408, 600	421, 400		
87	275, 800	315, 600	366, 900	409, 000	421, 700		

68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	427, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	427, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	427, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	428, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	428, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	428, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	428, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	429, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700	396, 900	409, 300		
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 300	409, 600		

88	276, 100	315, 900	367, 300	409, 400	421, 900		
89	276, 400	316, 200	367, 500	409, 700	422, 100		
90	276, 700	316, 500	367, 900	410, 100	422, 400		
91	277, 000	316, 800	368, 300	410, 500	422, 700		
92	277, 300	317, 100	368, 700	410, 800	422, 900		
93	277, 600	317, 300	368, 900	411, 100	423, 100		
94		317, 500	369, 200	411, 500	423, 400		
95		317, 800	369, 600	411, 800	423, 700		
96		318, 200	369, 900	412, 100	423, 900		
97		318, 400	370, 200	412, 400	424, 100		
98		318, 700	370, 600	412, 700			
99		319, 000	371, 000	413, 000			
100		319, 400	371, 400	413, 300			
101		319, 600	371, 900	413, 600			
102		319, 900	372, 300				
103		320, 200	372, 700				
104		320, 500	373, 100				
105		320, 700	373, 600				
106		321, 000	374, 000				
107		321, 300	374, 300				

88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 700	409, 800		
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 000	410, 000		
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 400	410, 300		
91	267, 700	307, 300	357, 500	398, 800	410, 600		
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 100	410, 800		
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 400	411, 000		
94		308, 000	358, 400	399, 800	411, 300		
95		308, 300	358, 800	400, 100	411, 600		
96		308, 700	359, 100	400, 400	411, 800		
97		308, 900	359, 400	400, 700	412, 000		
98		309, 200	359, 800	401, 000			
99		309, 500	360, 200	401, 300			
100		309, 900	360, 600	401, 600			
101		310, 100	361, 100	401, 900			
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				

	108		321,600	374,600				
	109		321,800	375,000				
	110		322,100					
	111		322,500					
	112		322,800					
	113		323,000					
	114		323,200					
	115		323,500					
	116		323,900					
	117		324,100					
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

勤務職員		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

勤務職員		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

第2条　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第26条　（略） 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6　（略） （勤勉手当） 第29条　（略） 2　（略）	（期末手当） 第26条　（略） 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。 4～6　（略） （勤勉手当） 第29条　（略） 2　（略）

(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額	(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の108.75を乗じて得た額の総額
(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額	(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の53.75を乗じて得た額の総額
3～5　(略)	3～5　(略)

(飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条　飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第7条　(略)	第7条　(略)
2　期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例に	2　期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例に

より一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の155」とする。 (1)～(4)　(略)	より一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の155」とする。 (1)～(4)　(略)

第4条　飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条　(略) 2　期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の	(期末手当) 第7条　(略) 2　期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分

155」とする。 (1)～(4)　(略)	の155」とする。 (1)～(4)　(略)

(飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第5条　飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条　特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の155」とする。 2　(略)	(期末手当) 第7条　特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の155」とする。 2　(略)

第6条　飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第7条　特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の155」とする。 2　(略)	第7条　特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の155」とする。 2　(略)

(飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条　飯塚市企業管理者の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条　企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の140」と、12月に支	(期末手当) 第7条　企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の140」と、12月に支

給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の155」とする。 2　（略）	給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の155」とする。 2　（略）

第8条　飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第7条　企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の155」とする。 2　（略）	（期末手当） 第7条　企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の155」とする。 2　（略）

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は令和9年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の飯塚市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。

ただし、改正後の条例第26条及び第29条の規定は、令和8年12月1日から適用する。

3　第3条の規定による改正後の飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、令和8年12月1日から適用する。

4　第5条の規定による改正後の飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定は、令和8年12月1日から適用する。

5　第7条の規定による改正後の飯塚市企業管理者の給与に関する条例の規定は、令和8年12月1日から適用する。

(給与の内払)

6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飯塚市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

7　飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年飯塚市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第5条から第7条まで」を「第5条、第7条」に改める。

(飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

8　飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年飯塚市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第4条から第7条まで」を「第4条、第5条、第7条」に改める。

議案第121号

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

本市一般職の職員の給料表等の改定を参考に会計年度任用職員の給料表等を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>(費用弁償)
第13条　通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担すること、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用すること、又は通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員には、通勤に要する運賃等の額に相当する額、職員給与条例第16条第2項第2号及び第3項第1号に定める額を超えない範囲で規則で定める額又はこれらの額の合計額を費用弁償として支給する。
2～4　(略)
別表第1(第5条関係)</td><td>(費用弁償)
第13条　通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担すること、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用すること、又は通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員には、通勤に要する運賃等の額に相当する額、職員給与条例第16条第2項第2号に定める額を超えない範囲で規則で定める額又はこれらの額の合計額を費用弁償として支給する。
2～4　(略)
別表第1(第5条関係)</td></tr>
</table>

	行政職給料表		技能労務職給料表	
職務の級	1級	2級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	205,300	251,500	207,900	249,800

	行政職給料表		技能労務職給料表	
職務の級	1級	2級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	195,800	242,000	198,200	240,400

2	206,400	252,800	209,600	250,600
3	207,600	254,200	211,300	251,400
4	208,700	255,600	213,000	252,100
5	209,800	257,000	214,700	252,800
6	211,500	258,400	216,400	253,500
7	213,100	259,800	218,000	254,300
8	214,700	261,200	219,600	255,000
9	216,200	262,600	221,200	255,800
10	217,900	263,800	222,700	256,500
11	219,500	265,100	224,200	257,200
12	221,100	266,400	225,600	257,800
13	222,600	267,600	227,000	258,500
14	224,300	268,800	228,500	258,900
15	226,000	270,100	230,000	259,400
16	227,700	271,300	231,500	259,800
17	228,900	272,400	232,900	260,300
18	230,500	273,500	234,300	260,700
19	232,100	274,600	235,700	261,200
20	233,600	275,700	237,000	261,600
21	235,100	276,600	238,400	261,900

2	196,900	243,300	199,900	241,200
3	198,100	244,700	201,600	242,000
4	199,200	246,100	203,300	242,700
5	200,300	247,500	205,000	243,400
6	202,000	248,900	206,700	244,100
7	203,600	250,300	208,300	244,900
8	205,200	251,700	209,900	245,600
9	206,700	253,100	211,500	246,400
10	208,400	254,300	213,000	247,100
11	210,000	255,600	214,500	247,800
12	211,600	256,900	215,900	248,400
13	213,100	258,100	217,300	249,100
14	214,800	259,300	218,800	249,500
15	216,500	260,500	220,300	250,000
16	218,200	261,700	221,800	250,400
17	219,400	262,800	223,200	250,900
18	221,000	263,900	224,600	251,300
19	222,600	265,000	226,000	251,800
20	224,100	266,100	227,400	252,200
21	225,600	267,000	228,800	252,500

22	236,700	277,600	239,400	262,200
23	238,300	278,600	240,500	262,500
24	239,900	279,600	241,500	262,800
25	241,500	280,600	242,500	263,300
26	243,200	281,500	243,300	263,800
27	244,500	282,300	244,200	264,200
28	245,800	283,200	245,000	264,700
29	247,100	284,000	245,900	265,200
30	248,200	284,800	246,700	265,700
31	249,300	285,700	247,500	266,100
32	250,400	286,400	248,200	266,500
33	251,500	287,200	249,000	266,800
34	252,400	288,000	249,500	267,300
35	253,300	288,800	250,000	267,800
36	254,300	289,400	250,500	268,200
37	255,300	290,100	251,100	268,600
38	256,200	290,900	251,600	269,100
39	257,100	291,600	252,000	269,500
40	257,900	292,300	252,500	269,900
41	258,700	293,000	252,900	270,300

22	227,200	268,000	229,800	252,800
23	228,800	269,000	230,900	253,100
24	230,400	270,000	232,000	253,400
25	232,000	271,000	233,000	253,900
26	233,700	271,900	233,800	254,400
27	235,000	272,700	234,700	254,800
28	236,300	273,600	235,500	255,300
29	237,600	274,400	236,400	255,800
30	238,700	275,200	237,200	256,300
31	239,800	276,000	238,000	256,700
32	240,900	276,700	238,800	257,100
33	242,000	277,400	239,600	257,400
34	242,900	278,200	240,100	257,900
35	243,800	279,000	240,600	258,400
36	244,800	279,600	241,100	258,800
37	245,800	280,300	241,700	259,200
38	246,700	281,100	242,200	259,700
39	247,600	281,800	242,700	260,100
40	248,400	282,500	243,200	260,500
41	249,200	283,200	243,700	260,900

42	259,300	293,800	253,200	270,700
43	259,900	294,500	253,500	271,200
44	260,500	295,200	253,800	271,500
45	261,100	295,900	254,200	271,800
46	261,700	296,600	254,500	272,200
47	262,300	297,300	254,900	272,600
48	262,900	297,900	255,300	272,900
49	263,400	298,600	255,600	273,300
50	264,000	299,300	255,900	273,700
51	264,600	300,000	256,200	274,000
52	265,100	300,700	256,500	274,300
53	265,500	301,200	256,700	274,700
54	265,900	301,900	257,000	275,000
55	266,200	302,500	257,300	275,300
56	266,500	303,200	257,600	275,700
57	266,800	303,800	257,800	276,000
58	267,100	304,400	258,100	276,300
59	267,400	305,000	258,400	276,600
60	267,700	305,800	258,600	276,900
61	268,000	306,400	258,800	277,200

42	249,900	283,900	244,000	261,300
43	250,500	284,600	244,300	261,800
44	251,100	285,300	244,700	262,100
45	251,800	286,000	245,100	262,400
46	252,400	286,600	245,500	262,800
47	253,000	287,300	245,900	263,200
48	253,600	287,900	246,300	263,500
49	254,100	288,600	246,600	263,900
50	254,700	289,200	246,900	264,300
51	255,300	289,900	247,200	264,600
52	255,800	290,600	247,500	264,900
53	256,200	291,100	247,700	265,300
54	256,600	291,700	248,000	265,600
55	256,900	292,300	248,300	265,900
56	257,200	293,000	248,600	266,300
57	257,500	293,600	248,800	266,600
58	257,800	294,200	249,100	266,900
59	258,100	294,800	249,400	267,200
60	258,400	295,500	249,600	267,500
61	258,700	296,100	249,800	267,800

62	268,300	306,900	259,100	277,500
63	268,600	307,400	259,400	277,800
64	268,900	307,800	259,600	278,100
65	269,200	308,300	259,800	278,300
66	269,500	308,800	260,100	278,600
67	269,800	309,200	260,400	278,900
68	270,100	309,700	260,600	279,100
69	270,400	310,100	260,800	279,300
70	270,700	310,600	261,100	279,600
71	271,000	311,000	261,400	279,900
72	271,300	311,500	261,600	280,100
73	271,600	311,900	261,800	280,300
74	271,900	312,300	262,100	280,600
75	272,200	312,600	262,400	280,900
76	272,500	312,900	262,600	281,100
77	272,800	313,100	262,800	281,300
78	273,100	313,400	263,100	281,600
79	273,400	313,600	263,400	281,900
80	273,700	313,900	263,600	282,100
81	274,000	314,100	263,800	282,300

62	259,000	296,700	250,100	268,100
63	259,300	297,200	250,400	268,400
64	259,600	297,700	250,600	268,700
65	259,900	298,200	250,800	268,900
66	260,200	298,800	251,100	269,200
67	260,500	299,300	251,400	269,500
68	260,800	299,900	251,600	269,700
69	261,100	300,300	251,800	269,900
70	261,400	300,800	252,100	270,200
71	261,700	301,300	252,400	270,500
72	262,000	301,900	252,600	270,700
73	262,300	302,400	252,800	270,900
74	262,600	302,800	253,100	271,200
75	262,900	303,100	253,400	271,500
76	263,200	303,400	253,600	271,700
77	263,500	303,600	253,800	271,900
78	263,800	303,900	254,100	272,200
79	264,100	304,100	254,400	272,500
80	264,400	304,400	254,600	272,700
81	264,700	304,600	254,800	272,900

82	274,300	314,300	264,100	282,600
83	274,600	314,600	264,300	282,900
84	274,900	314,800	264,600	283,100
85	275,200	315,100	264,800	283,300
86	275,500	315,300	265,000	283,500
87	275,800	315,600	265,300	283,800
88	276,100	315,900	265,600	284,100
89	276,400	316,200	265,800	284,300
90	276,700	316,500	266,100	284,500
91	277,000	316,800	266,400	284,800
92	277,300	317,100	266,600	285,000
93	277,600	317,300	266,800	285,300
94		317,500	267,100	285,600
95		317,800	267,400	285,900
96		318,200	267,600	286,100
97		318,400	267,800	286,300
98		318,700	268,100	286,600
99		319,000	268,400	286,800
100		319,400	268,600	287,100
101		319,600	268,800	287,300

82	265,000	304,800	255,100	273,200
83	265,300	305,100	255,300	273,500
84	265,600	305,300	255,600	273,700
85	265,900	305,600	255,800	273,900
86	266,200	305,800	256,000	274,100
87	266,500	306,100	256,300	274,400
88	266,800	306,400	256,600	274,700
89	267,100	306,700	256,800	274,900
90	267,400	307,000	257,100	275,100
91	267,700	307,300	257,400	275,400
92	268,000	307,600	257,600	275,600
93	268,300	307,800	257,800	275,900
94		308,000	258,100	276,200
95		308,300	258,400	276,500
96		308,700	258,600	276,700
97		308,900	258,800	276,900
98		309,200	259,100	277,200
99		309,500	259,400	277,400
100		309,900	259,600	277,700
101		310,100	259,800	277,900

102		319,900	269,100	287,500
103		320,200	269,400	287,800
104		320,500	269,600	288,100
105		320,700	269,800	288,300
106		321,000		288,500
107		321,300		288,800
108		321,600		289,000
109		321,800		289,300
110		322,100		289,600
111		322,500		289,900
112		322,800		290,100
113		323,000		290,300
114		323,200		290,600
115		323,500		290,800
116		323,900		291,000
117		324,100		291,300
118		324,300		291,600
119		324,600		291,900
120		324,900		292,100
121		325,200		292,300

102		310,400	260,100	278,100
103		310,700	260,400	278,400
104		311,000	260,600	278,700
105		311,200	260,800	278,900
106		311,500		279,100
107		311,800		279,400
108		312,100		279,600
109		312,300		279,900
110		312,600		280,200
111		313,000		280,500
112		313,300		280,700
113		313,500		280,900
114		313,700		281,200
115		314,000		281,400
116		314,400		281,600
117		314,600		281,900
118		314,800		282,200
119		315,100		282,500
120		315,400		282,700
121		315,700		282,900

122		325,400		292,500
123		325,700		292,800
124		326,000		293,100
125		326,300		293,300
126				293,500
127				293,800
128				294,100
129				294,300
130				294,500
131				294,800
132				295,100
133				295,300
134				295,500
135				295,800
136				296,100
137				296,300

122		315,900		283,100
123		316,200		283,400
124		316,500		283,700
125		316,800		283,900
126				284,100
127				284,400
128				284,700
129				284,900
130				285,100
131				285,400
132				285,700
133				285,900
134				286,100
135				286,400
136				286,700
137				286,900

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（給与及び費用弁償の内払）

2　改正後の飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び費用弁償は、改正後の条例の規定による給与及び費用弁償の内払とみなす。

議案第122号

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第51号)及び福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年福岡県条例第5号)の改正により、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市教育職員の給与等に関する条例(平成21年飯塚市条例第8号)を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（特殊勤務手当）
第10条　（略）
2　特殊勤務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次のとおりとする。
(1)～(3)　（略）
(4)　前項第4号の業務　3,900円
3　（略）
別表(第4条、第14条関係)
（単位：円）
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th><th>義務教育等教員特別手当</th></tr>
<tr><td>1号給</td><td>223,000</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>2号給</td><td>225,400</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>3号給</td><td>227,800</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>4号給</td><td>230,100</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>5号給</td><td>232,300</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>6号給</td><td>234,700</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>7号給</td><td>236,900</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
（特殊勤務手当）
第10条　（略）
2　特殊勤務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次のとおりとする。
(1)～(3)　（略）
(4)　前項第4号の業務　2,700円
3　（略）
別表(第4条、第14条関係)
（単位：円）
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th><th>義務教育等教員特別手当</th></tr>
<tr><td>1号給</td><td>212,900</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>2号給</td><td>215,300</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>3号給</td><td>217,600</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>4号給</td><td>219,900</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>5号給</td><td>222,100</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>6号給</td><td>224,400</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>7号給</td><td>226,600</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

8号給	239,100	(略)
9号給	241,300	(略)
10号給	243,500	(略)
11号給	245,700	(略)
12号給	248,000	(略)
13号給	250,200	(略)
14号給	252,300	(略)
15号給	254,400	(略)
16号給	256,500	(略)
17号給	258,600	(略)
18号給	260,400	(略)
19号給	262,100	(略)
20号給	263,800	(略)
21号給	265,500	(略)
22号給	266,800	(略)
23号給	268,100	(略)
24号給	269,300	(略)
25号給	270,500	(略)
26号給	271,600	(略)
27号給	272,700	(略)

8号給	228,800	(略)
9号給	231,000	(略)
10号給	233,200	(略)
11号給	235,400	(略)
12号給	237,600	(略)
13号給	239,800	(略)
14号給	241,900	(略)
15号給	244,000	(略)
16号給	246,100	(略)
17号給	248,200	(略)
18号給	250,000	(略)
19号給	251,700	(略)
20号給	253,400	(略)
21号給	255,100	(略)
22号給	256,400	(略)
23号給	257,700	(略)
24号給	258,900	(略)
25号給	260,100	(略)
26号給	261,200	(略)
27号給	262,300	(略)

28号給	273,800	(略)
29号給	275,000	(略)
30号給	276,100	(略)
31号給	277,200	(略)
32号給	278,200	(略)
33号給	279,300	(略)
34号給	280,300	(略)
35号給	281,300	(略)
36号給	282,400	(略)
37号給	283,600	(略)
38号給	284,500	(略)
39号給	285,500	(略)
40号給	286,600	(略)
41号給	287,800	(略)
42号給	288,900	(略)
43号給	290,000	(略)
44号給	291,100	(略)
45号給	292,000	(略)
46号給	292,800	(略)
47号給	293,600	(略)

28号給	263,400	(略)
29号給	264,600	(略)
30号給	265,700	(略)
31号給	266,800	(略)
32号給	267,800	(略)
33号給	268,900	(略)
34号給	269,900	(略)
35号給	270,900	(略)
36号給	272,000	(略)
37号給	273,200	(略)
38号給	274,100	(略)
39号給	275,100	(略)
40号給	276,200	(略)
41号給	277,400	(略)
42号給	278,500	(略)
43号給	279,600	(略)
44号給	280,700	(略)
45号給	281,600	(略)
46号給	282,400	(略)
47号給	283,200	(略)

48号給	294,400	(略)
49号給	295,000	(略)
50号給	295,800	(略)
51号給	296,500	(略)
52号給	297,200	(略)
53号給	298,000	(略)
54号給	298,800	(略)
55号給	299,400	(略)
56号給	300,100	(略)
57号給	300,800	(略)
58号給	301,600	(略)
59号給	302,400	(略)
60号給	303,000	(略)
61号給	303,600	(略)
62号給	304,300	(略)
63号給	305,000	(略)
64号給	305,500	(略)
65号給	306,200	(略)
66号給	306,900	(略)
67号給	307,500	(略)

48号給	284,000	(略)
49号給	284,600	(略)
50号給	285,400	(略)
51号給	286,100	(略)
52号給	286,800	(略)
53号給	287,600	(略)
54号給	288,400	(略)
55号給	289,000	(略)
56号給	289,700	(略)
57号給	290,400	(略)
58号給	291,200	(略)
59号給	292,000	(略)
60号給	292,600	(略)
61号給	293,200	(略)
62号給	293,900	(略)
63号給	294,600	(略)
64号給	295,100	(略)
65号給	295,800	(略)
66号給	296,500	(略)
67号給	297,100	(略)

68号給	308,100	(略)
69号給	308,800	(略)
70号給	309,500	(略)
71号給	310,100	(略)
72号給	310,800	(略)
73号給	311,300	(略)
74号給	312,000	(略)
75号給	312,700	(略)
76号給	313,200	(略)
77号給	313,800	(略)
78号給	314,500	(略)
79号給	315,100	(略)
80号給	315,700	(略)
81号給	316,200	(略)
82号給	316,800	(略)
83号給	317,400	(略)
84号給	318,000	(略)
85号給	318,400	(略)
86号給	318,800	(略)
87号給	319,300	(略)

68号給	297,700	(略)
69号給	298,400	(略)
70号給	299,100	(略)
71号給	299,700	(略)
72号給	300,400	(略)
73号給	300,900	(略)
74号給	301,500	(略)
75号給	302,200	(略)
76号給	302,700	(略)
77号給	303,300	(略)
78号給	303,900	(略)
79号給	304,500	(略)
80号給	305,100	(略)
81号給	305,600	(略)
82号給	306,100	(略)
83号給	306,700	(略)
84号給	307,300	(略)
85号給	307,700	(略)
86号給	308,100	(略)
87号給	308,600	(略)

88号給	319,800	(略)	88号給	309,100	(略)
89号給	320,200	(略)	89号給	309,500	(略)
90号給	320,600	(略)	90号給	310,000	(略)
91号給	321,000	(略)	91号給	310,400	(略)
92号給	321,400	(略)	92号給	310,900	(略)
93号給	321,700	(略)	93号給	311,200	(略)
94号給	322,100	(略)	94号給	311,700	(略)
95号給	322,500	(略)	95号給	312,200	(略)
96号給	322,800	(略)	96号給	312,600	(略)
97号給	323,100	(略)	97号給	312,900	(略)
98号給	323,500	(略)	98号給	313,300	(略)
99号給	323,800	(略)	99号給	313,700	(略)
100号給	324,100	(略)	100号給	314,100	(略)
101号給	324,500	(略)	101号給	314,500	(略)
102号給	324,800	(略)	102号給	314,800	(略)
103号給	325,100	(略)	103号給	315,100	(略)
104号給	325,400	(略)	104号給	315,400	(略)
105号給	325,600	(略)	105号給	315,600	(略)
106号給	325,900	(略)	106号給	315,900	(略)
107号給	326,200	(略)	107号給	316,200	(略)

108号給	326,400	(略)
109号給	326,600	(略)
110号給	326,800	(略)
111号給	327,100	(略)
112号給	327,400	(略)
113号給	327,600	(略)
114号給	327,800	(略)
115号給	328,000	(略)
116号給	328,300	(略)
117号給	328,600	(略)
118号給	328,800	(略)
119号給	329,100	(略)
120号給	329,400	(略)
121号給	329,600	(略)
122号給	329,800	(略)
123号給	330,000	(略)
124号給	330,300	(略)
125号給	330,600	(略)
126号給	330,800	(略)
127号給	331,100	(略)

108号給	316,400	(略)
109号給	316,600	(略)
110号給	316,800	(略)
111号給	317,100	(略)
112号給	317,400	(略)
113号給	317,600	(略)
114号給	317,800	(略)
115号給	318,000	(略)
116号給	318,300	(略)
117号給	318,600	(略)
118号給	318,800	(略)
119号給	319,100	(略)
120号給	319,400	(略)
121号給	319,600	(略)
122号給	319,800	(略)
123号給	320,000	(略)
124号給	320,300	(略)
125号給	320,600	(略)
126号給	320,800	(略)
127号給	321,100	(略)

128号給	331,300	(略)	128号給	321,300	(略)
129号給	331,500	(略)	129号給	321,500	(略)
130号給	331,800	(略)	130号給	321,800	(略)
131号給	332,100	(略)	131号給	322,100	(略)
132号給	332,300	(略)	132号給	322,300	(略)
133号給	332,500	(略)	133号給	322,500	(略)
134号給	332,800	(略)	134号給	322,800	(略)
135号給	333,100	(略)	135号給	323,100	(略)
136号給	333,300	(略)	136号給	323,300	(略)
137号給	333,500	(略)	137号給	323,500	(略)

附　則

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項第4号の改正規定は、令和9年1月1日から施行する。

2　この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の飯塚市教育職員の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の飯塚市教育職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第123号

飯塚市いじめ問題調査委員会条例

飯塚市いじめ問題調査委員会条例を次のように定める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定により、いじめの重大事態に係る事実関係等について調査審議するため、本案を提出するものである。

飯塚市いじめ問題調査委員会条例

(趣旨)

第1条　この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項の規定に基づく調査を行うため、飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に飯塚市いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条　委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(1)　法第28条第1項各号に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)に係る事実関係の調査に関すること。

(2)　重大事態に至った経緯、背景及び要因の分析に関すること。

(3)　学校及び教育委員会の対応の検証に関すること。

(4)　その他重大事態の対処及び再発防止に関すること。

(組織)

第3条　委員会は、委員5人以内で組織する。

2　委員は、重大事態ごとに、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　弁護士

(3)　医師

(4)　心理又は福祉に関する専門的知識を有する者

(5)　その他教育委員会が必要と認める者

3　委員は、当該重大事態の当事者、その保護者又は当該学校の関係者と利害関係を有してはならない。

(任期)

第4条　委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる答申を行う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5　会議は、非公開とする。ただし、議長は、特に必要があると認めるときは、出席委員全員の同意を得たうえで、これを公開することができる。

(調査)

第7条　委員会は、第2条の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる方法により、必要な範囲においてこれらの調査を行うものとする。

(1)　教育委員会事務局職員、学校教職員、児童生徒及びその保護者その他の当該調査に係る事案に関係する者(以下「調査対象者」という。)に聴取し、又は説明を求めること。

(2)　調査対象者に対して、資料の提出、提示、閲覧等を求めること。

2　委員会は、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第8条　委員は、職務上知り得た情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（庶務）

第9条　委員会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

（補則）

第10条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年飯塚市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中販路開拓支援補助金審査会委員の項の次に次のように加える。

飯塚市いじめ問題調査委員会委員	委員長	日額	25,000円
	委員	日額	20,000円

議案第124号

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

飯塚市嶺田テニスコートを廃止し、施設の管理を市長又は指定管理者のいずれかが実施することを可能とし、市外居住者に係る使用料を新設するため、本案を提出するものである。

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例(平成23年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

(名称及び位置)

第2条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>飯塚市穂波テニスコート</td><td>飯塚市平恒1番地6</td></tr>
<tr><td>飯塚市穂波グラウンド</td><td>飯塚市平恒1番地6</td></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
</table>

(管理)

第3条　市長は、体育施設の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

</td><td>

(名称及び位置)

第2条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>飯塚市穂波テニスコート</td><td>飯塚市平恒1番地6</td></tr>
<tr><td>飯塚市頴田テニスコート</td><td>飯塚市鹿毛馬2288番地</td></tr>
<tr><td>飯塚市穂波グラウンド</td><td>飯塚市平恒1番地6</td></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
</table>

(管理)

第3条　次に掲げる体育施設(以下「指定管理施設」という。)の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(1)　飯塚市穂波体育館

(2)　飯塚市穂波B&G海洋センター

(3)　飯塚市穂波野球場

(4)　飯塚市筑穂野球場

</td></tr>
</table>

	(5)　飯塚市穂波市民プール (6)　飯塚市穂波テニスコート (7)　飯塚市穂波グラウンド (8)　飯塚市穂波東グラウンド (9)　飯塚市筑穂多目的グラウンド
2　指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。 (1)　体育施設(附属設備、器具等を含む。以下同じ。)の利用に関すること。 (2)　体育施設の維持及び修繕に関すること。 (3)　前2号に掲げるもののほか、市長が体育施設の運営上必要と認める業務	2　指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。 (1)　指定管理施設(附属設備、器具等を含む。以下同じ。)の利用に関すること。 (2)　指定管理施設の維持及び修繕に関すること。 (3)　前2号に掲げるもののほか、市長が指定管理施設の運営上必要と認める業務
(利用時間及び休業日等) 第4条　体育施設の利用時間及び休業日は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。ただし、市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下、次条、第6条、第8条から第10条まで、第11条第3項、第12条、第13条、第15条及び第17条において同じ。)が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。	(利用時間及び休業日等) 第4条　体育施設の利用時間及び休業日は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、指定管理施設の利用時間及び休業日について特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。
2　指定管理者は、前項ただし書の規定により体育施設の利用時間及び休業日を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を	2　指定管理者は、前項ただし書の規定により指定管理施設の利用時間及び休業日を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承

得なければならない。	認を得なければならない。
(利用の許可)	(利用の許可)
第5条　体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第5条　体育施設(附属設備、器具等を含む。)を利用しようとする者は、あらかじめ施設管理者(指定管理施設については指定管理者を、指定管理施設を除く体育施設については市長をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
2　市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。	2　施設管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。
(利用許可の制限)	(利用許可の制限)
第6条　市長は、施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。	第6条　施設管理者は、施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。
(1)～(4)　(略)	(1)～(4)　(略)
(利用の制限)	(利用の制限)
第8条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、入場を拒み、又は退場を命じることができる。	第8条　施設管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、入場を拒み、又は退場を命じることができる。
(1)～(4)　(略)	(1)～(4)　(略)
(特別な設備)	(特別な設備)
第9条　利用者が特別な設備をし、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければなら	第9条　利用者が特別な設備をし、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ施設管理者の許可を受けなけれ

ない。	ばならない。
2　市長は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別な設備をさせることができる。	2　施設管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別な設備をさせることができる。
3　前2項の設備は、利用期限満了前に利用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。	3　前2項の設備は、利用期限満了前に利用者の負担において撤去し、現状に回復しなければならない。
(利用許可の取消し等)	(利用許可の取消し等)
第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。	第10条　施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。
(1)～(5)　(略)	(1)～(5)　(略)
2　(略)	2　(略)
(使用料)	(使用料)
第11条　利用者は、別表第3及び規則に定める使用料を納付しなければならない。ただし、飯塚市椿運動広場の使用料は、無料とする。	第11条　利用者は、別表第4及び規則に定める使用料(指定管理施設については、別表第3(附属設備等については、規則)に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。)を納付しなければならない。ただし、飯塚市椿運動広場の使用料は、無料とする。
2　指定管理者に施設の管理を行わせる場合においては、前項の規定にかかわらず、利用者は、別表第3及び規則に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を	

指定管理者に納付しなければならない。	
3　使用料(指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあっては、利用料金。以下次条及び第13条において同じ。)は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。	2　使用料は、前納とする。ただし、市長(指定管理施設については、指定管理者。以下第13条までにおいて同じ。)がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
4　利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。	3　利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとし、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
(使用料の減免等)	(使用料の減免等)
第12条　(略)	第12条　(略)
2　前項の規定により減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。	
(使用料の不還付)	(使用料の不還付)
第13条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。	第13条　既に支払われた使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。
(利用料金に係る基準)	(利用料金に係る基準)
第14条　利用料金における第11条第3項ただし書、第12条第1項及び前条ただし書の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。	第14条　利用料金における第11条第2項ただし書、第12条及び前条ただし書の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。
(原状回復の義務)	(原状回復義務)

第15条　利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により利用の許可等を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第16条　（略）

（販売行為の禁止）

第17条　何人も、体育施設において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（委任）

第18条　（略）

別表第1（第4条関係）

体育施設の利用時間

体育施設の名称	利用時間
（略）	（略）
飯塚市穂波テニスコート	午前9時から午後10時まで
飯塚市穂波グラウンド	午前6時から午後10時まで
（略）	（略）

第15条　利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により利用の許可等を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、施設管理者が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第16条　（略）

（委任）

第17条　（略）

別表第1（第4条関係）

体育施設の利用時間

体育施設の名称	利用時間
（略）	（略）
飯塚市穂波テニスコート	午前9時から午後10時まで
飯塚市嶺田テニスコート	
飯塚市穂波グラウンド	午前6時から午後10時まで
（略）	（略）

別表第2(第4条関係)

体育施設の休業日

体育施設の名称	休業日
(略)	(略)
飯塚市穂波テニスコート	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市穂波グラウンド	
(略)	

別表第3(第11条関係)

体育施設の使用料

1　飯塚市穂波体育館

区分			使用料(市内)	備考
専用利用			1時間につき630円	市内以外のものが利用する場合は10割増しとする。
部分利用	1／2面利用	一般	1時間につき310円	
		高校生以下	1時間につき150円	
	1／6面利用	一般	1時間につき100円	
		高校生以下	1時間につき50円	
個人利用		一般	2時間につき100円	
		高校生以下	2時間につき50円	
附属施	卓球室	一般	1台　1時間につき80円	

別表第2(第4条関係)

体育施設の休業日

体育施設の名称	休業日
(略)	(略)
飯塚市穂波テニスコート	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市嶺田テニスコート	
飯塚市穂波グラウンド	
(略)	

別表第3(第11条関係)

指定管理施設の利用料金

1　体育館

施設名	区分＼利用時間			利用料金		
				午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時
飯塚市穂波体育館	専用利用			1時間につき630円		
	部分利用	1／2面利用	一般	1時間につき310円		
			高校生以下	1時間につき150円		
		1／6面利用	一般	1時間につき100円		
			高校生以下	1時間につき50円		

設		高校生以下		1台　1時間につき40円
	多目的室	専用利用		1時間につき150円
		個人利用	一般	2時間につき100円
			高校生以下	2時間につき50円
	会議室			1時間につき100円

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

	個人利用		一般		2時間につき100円
			高校生以下		2時間につき50円
	附属施設	卓球室	一般		1台　1時間につき80円
			高校生以下		1台　1時間につき40円
		多目的室	専用利用		1時間につき150円
			個人利用	一般	2時間につき100円
				高校生以下	2時間につき50円
		会議室			1時間につき100円
飯塚市穂波B&G海洋センター	専用利用				1時間につき310円
	部分利用	1／2面利用	一般		1時間につき150円
			高校生以下		1時間につき80円
		1／3面利用	一般		1時間につき100円
			高校生以下		1時間につき50円
	個人利用		一般		2時間につき100円
			高校生以下		2時間につき50円
	附属施設	会議室			1時間につき200円

備考　利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　個人利用の利用時間は、専用利用及び部分利用の予約のない時間に限る。

6　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

2　飯塚市穂波B&G海洋センター

区分	使用料(市内)	備考
専用利用	1時間につき310円	市内以外

2　野球場

施設名	利用料金(1時間当たり)	照明料金(1時間当たり)
飯塚市穂波野球	430円	5,240円

部分利用	1／2面利用	一般	1時間につき150円	のものが利用する場合は10割増しとする。
		高校生以下	1時間につき80円	
	1／3面利用	一般	1時間につき100円	
		高校生以下	1時間につき50円	
個人利用		一般	2時間につき100円	
		高校生以下	2時間につき50円	
附属施設	会議室		1時間につき200円	

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　個人利用の利用時間は、専用利用及び部分利用の予約のな

場		
飯塚市筑穂野球場		

備考　利用料金及び照明料金は、消費税及び地方消費税を含む。

い時間に限る。

6　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

3　飯塚市筑穂体育館

<table>
<tr><th colspan="5">区分</th><th>使用料(市内)</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="5">専用利用</td><td>1時間につき630円</td><td rowspan="11">市内以外のものが利用する場合は10割増しとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">部分利用</td><td rowspan="2">1／2面利用</td><td colspan="2">一般</td><td>1時間につき310円</td></tr>
<tr><td colspan="2">高校生以下</td><td>1時間につき150円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1／6面利用</td><td colspan="2">一般</td><td>1時間につき100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">高校生以下</td><td>1時間につき50円</td></tr>
<tr><td colspan="3">個人利用</td><td colspan="2">一般</td><td>2時間につき100円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">高校生以下</td><td>2時間につき50円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">附属施設</td><td rowspan="3">多目的アリーナ</td><td rowspan="2">専用利用</td><td colspan="2">一般</td><td>1時間につき310円</td></tr>
<tr><td colspan="2">高校生以下</td><td>1時間につき150円</td></tr>
<tr><td>部分</td><td>1／2</td><td>一般</td><td>1時間につき150円</td></tr>
</table>

3　プール

施設名	区分	利用料金
飯塚市穂波市民プール	一般	1回につき150円
	中・高校生	1回につき100円
	幼児・小学生	1回につき50円
	専用利用（大会等）	1時間につき1,050円

	利用面利用	高校生以下	1時間につき80円	
	個人利用	一般	2時間につき100円	
		高校生以下	2時間につき50円	
会議室			1時間につき150円	

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　個人利用の利用時間は、専用利用及び部分利用の予約のない時間に限る。

6　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を

備考　利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

4　飯塚市庄内体育館

区分			使用料(市内)	備考
専用利用			1時間につき630円	市内以外のものが利用する場合は10割増しとする。
部分利用	1／2面利用	一般	1時間につき310円	
		高校生以下	1時間につき150円	
	1／6面利用	一般	1時間につき100円	
		高校生以下	1時間につき50円	
個人利用		一般	2時間につき100円	
		高校生以下	2時間につき50円	
附属施設	卓球室	一般	1台　1時間につき80円	
		高校生以下	1台　1時間につき40円	

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4　テニスコート

施設名	区分	利用料金(1時間当たり)	照明料金(1時間当たり)
飯塚市穂波テニスコート	一般	1コート200円	1コート200円
	高校生以下	1コート100円	

備考　利用料金及び照明料金は、消費税及び地方消費税を含む。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　個人利用の利用時間は、専用利用及び部分利用の予約のない時間に限る。

6　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

5　飯塚市穂波野球場

区分	使用料(1時間当たり)		照明使用料(1時間当たり)
専用利用	市内	市外	
	430円	860円	5,240円

5　グラウンド

施設名	区分		利用料金(1時間当たり)	照明料金(1時間当たり)
飯塚市穂波グラウンド	専用利用		200円	3,140円
	1／2面利用	一般	100円	1,570円

	用	高校生以下	50円	
飯塚市穂波東グラウンド	専用利用	一般	100円	
		高校生以下	50円	
飯塚市筑穂多目的グラウンド	専用利用		200円	
	1／2面利用	一般	100円	
		高校生以下	50円	

備考　利用料金及び照明料金は、消費税及び地方消費税を含む。

備考

1　使用料及び照明使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

6　飯塚市筑穂野球場

区分	使用料(1時間当たり)		照明使用料(1時間当たり)
専用利用	市内	市外	
	430円	860円	5,240円

備考

1　使用料及び照明使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その

端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

7　飯塚市庄内野球場

区分	使用料(1時間当たり)	
	市内	市外
専用利用	430円	860円

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とす

る。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

8　飯塚市嶺田野球場

区分	使用料(1時間当たり)	
	市内	市外
専用利用	430円	860円

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につ

き算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

9　飯塚市穂波市民プール

区分	使用料(市内)	備考
一般	1回につき150円	市内以外のものが利用する場合は10割増しとする。
中・高校生	1回につき100円	
幼児・小学生	1回につき50円	
専用利用	1時間につき1,050円	

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及

び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

10　飯塚市穂波テニスコート

区分	使用料(1時間当たり)		照明使用料(1時間当たり)
	市内	市外	
一般	1コート200円	1コート400円	1コート200円
高校生以下	1コート100円	1コート200円	

備考

1　使用料及び照明使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計

算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

11　飯塚市穂波グラウンド

区分		使用料(1時間当たり)		照明使用料(1時間当たり)
		市内	市外	
専用利用		200円	400円	3,140円
1/2面利用	一般	100円	200円	1,570円
	高校生以下	50円	100円	

備考

1　使用料及び照明使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

12　飯塚市穂波東グラウンド

区分	使用料(1時間当たり)	
	市内	市外

専用利用	一般	100円	200円
	高校生以下	50円	100円

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

13　飯塚市筑穂グラウンド

区分		使用料(1時間当たり)		照明使用料(1時間当たり)
		市内	市外	
専用利用	一般	100円	200円	1,050円
	高校生以下	50円	100円	

備考

1　使用料及び照明使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

14　飯塚市筑穂多目的グラウンド

区分		使用料(1時間当たり)	
		市内	市外
専用利用		200円	400円
1/2面利用	一般	100円	200円
	高校生以下	50円	100円

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利

用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

15　飯塚市庄内グラウンド

区分		使用料(1時間当たり)	
		市内	市外
専用利用		200円	400円
1/2面利用	一般	100円	200円
	高校生以下	50円	100円

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その

端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

16　飯塚市嶺田グラウンド

区分		使用料(1時間当たり)		照明使用料(1時間当たり)
		市内	市外	
専用利用		200円	400円	1,050円
1/2面利用	一般	100円	200円	520円
	高校生以下	50円	100円	

備考

1　使用料及び照明使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可す

るときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

17　飯塚市穂波艇庫

区分	使用料(市内)	備考
専用利用	1日　100円	市内以外のものが利用する場合は10割増しとする。

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学す

別表第4(第11条関係)

体育施設の使用料(指定管理施設を除く。)

1　体育館

施設名	区分	使用料

る者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

飯塚市筑穂体育館	専用利用				1時間につき630円
	部分利用	1／2面利用	一般		1時間につき310円
			高校生以下		1時間につき150円
		1／6面利用	一般		1時間につき100円
			高校生以下		1時間につき50円
	個人利用		一般		2時間につき100円
			高校生以下		2時間につき50円
	附属施設	多目的アリーナ	専用利用	一般	1時間につき310円
				高校生以下	1時間につき150円
			1／2面利用	一般	1時間につき150円
				高校生以下	1時間につき80円
			個人利用	一般	2時間につき100円
				高校生以下	2時間につき50円
		会議室			1時間につき150円
飯塚市庄内体育館	専用利用				1時間につき630円
	部分利用	1／2面利用	一般		1時間につき310円
			高校生以下		1時間につき150円

		1／6面利用	一般	1時間につき100円
			高校生以下	1時間につき50円
	個人利用		一般	2時間につき100円
			高校生以下	2時間につき50円
	附属施設	卓球室	一般	1台　1時間につき80円
			高校生以下	1台　1時間につき40円

備考　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　野球場

施設名	使用料(1時間当たり)
飯塚市庄内野球場 飯塚市嶺田野球場	430円

備考　使用料及び照明料金は、消費税及び地方消費税を含む。

3　テニスコート

施設名	区分	使用料(1時間当たり)	照明料金(1時間当たり)
飯塚市嶺田テニスコート	一般	1コート200円	1コート200円
	高校生以下	1コート100円	

備考　使用料及び照明料金は、消費税及び地方消費税を含む。

4　グラウンド

施設名	区分		使用料(1時間当たり)
飯塚市筑穂グラウンド	専用利用		200円
飯塚市庄内グラウンド	1／2面利用	一般	100円
飯塚市嶺田グラウンド		高校生以下	50円

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　飯塚市筑穂グラウンドの専用利用は、1／2面利用とみなす。

照明料金

施設名	照明料金(1時間当たり)	
飯塚市筑穂グラウンド		1,050円
飯塚市嶺田グラウンド	専用利用	1,050円
	1／2面利用	520円

備考　照明料金は、消費税及び地方消費税を含む。

5　艇庫

施設名	区分	使用料
飯塚市穂波艇庫	専用利用	1日　100円

	備考　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に改正前の飯塚市体育施設条例の規定により、施行日以後の使用又は利用に係る使用料又は利用料金(以下「料金等」という。)を納付した者の当該料金等については、改正後の飯塚市体育施設条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第125号

飯塚市グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例

飯塚市グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

施設の管理を指定管理者が実施することを可能とするため、本案を提出するものである。

飯塚市グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例

飯塚市グラウンドゴルフ場条例(令和6年飯塚市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理) 第3条　市長は、飯塚市グラウンドゴルフ場(以下「グラウンドゴルフ場」という。)の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。 2　指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。 (1)　グラウンドゴルフ場の利用に関すること。 (2)　グラウンドゴルフ場の施設(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)の維持管理に関すること。 (3)　前2号に掲げるもののほか、市長が施設の運営上必要と認める業務 (利用時間及び休場等) 第4条　グラウンドゴルフ場の利用時間及び休場日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次条、第6条、第8条、第9条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、臨時に休場し、又は利用時間及び休場日を	(利用時間及び休場等) 第3条　飯塚市グラウンドゴルフ場(以下「施設」という。)の利用時間及び休場日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休場し、又は利用時間及び休場日を変更することができる。

変更することができる。	
2　指定管理者は、前項ただし書の規定によりグラウンドゴルフ場の利用時間及び休場日を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。	
（利用の許可）	（利用の許可）
第5条　（略）	第4条　（略）
（利用許可の制限）	（利用許可の制限）
第6条　（略）	第5条　（略）
（目的外使用等の禁止）	（目的外使用等の禁止）
第7条　第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を許可された目的以外の目的に利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。	第6条　第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を許可された目的以外の目的に利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
（利用の制限）	（利用の制限）
第8条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、グラウンドゴルフ場への入場を拒み、又は退場を命じることができる。	第7条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、施設への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。
（1）～（4）　（略）	（1）～（4）　（略）
（利用許可の取消し等）	（利用許可の取消し等）
第9条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利	第8条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利

用の条件を変更することができる。	用の条件を変更することができる。
(1)　(略)	(1)　(略)
(2)　第5条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。	(2)　第4条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
(3)　利用許可を受けた後、第6条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。	(3)　利用許可を受けた後、第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
(4)～(6)　(略)	(4)～(6)　(略)
2　(略)	2　(略)
(使用料)	(使用料)
第10条　利用者は、施設を利用する場合は、別表第2に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、器具に係る使用料は、規則で定める。	第9条　利用者は、施設を利用する場合は、別表第2に定める使用料を市長に支払わなければならない。ただし、器具に係る使用料は、規則で定める。
2　指定管理者に施設の管理を行わせる場合においては、前項の規定にかかわらず、利用者は、別表第2及び規則に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。	
3　使用料(指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあっては、利用料金。以下次条及び第13条において同じ。)は、前納とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	2　使用料は、前納とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
4　利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。	

（使用料の減免等） 第11条　（略） 2　前項の規定により減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 （利用料金に係る基準） 第12条　利用料金に係る前条の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。 （使用料の不還付） 第13条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 （特別な設備） 第14条　（略） （原状回復の義務） 第15条　利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。 2　（略） （損害賠償の義務）	（使用料の減免等） 第10条　（略） （使用料の不還付） 第11条　既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 （特別な設備） 第12条　（略） （原状回復の義務） 第13条　利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。 2　（略） （損害賠償の義務）

第16条　（略）

（販売行為の禁止）

第17条　何人も、グラウンドゴルフ場において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（委任）

第18条　（略）

別表第1（第4条関係）

（略）

別表第2（第10条関係）

(1)　施設専用利用

（略）

備考

1　（略）

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3～6　（略）

(2)　個人利用

区分	単位	使用料	
		市内	市外

第14条　（略）

（委任）

第15条　（略）

別表第1（第3条関係）

（略）

別表第2（第9条関係）

(1)　施設専用利用

（略）

備考

1　（略）

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。

3～6　（略）

(2)　個人利用

区分	単位	使用料	
		市内	市外

一般		1人につき3時間当たり	200円	400円
	回数券（11枚つづり）	1冊につき	2,000円	4,000円
65歳以上の者、高校生以下の者又は身体障がい者手帳等所持者		1人につき3時間当たり	100円	200円
	回数券（11枚つづり）	1冊につき	1,000円	2,000円

備考　（略）

(3)　会員利用

区分	単位	使用料	
		市内	市外
一般	1人につき1か月当たり	1,000円	2,000円
65歳以上の者、高校生以下の者又は身体障がい者手帳等所持者	1人につき1か月当たり	500円	1,000円

備考　（略）

一般		1人3時間当たり	200円	400円
	回数券（11枚つづり）	1冊につき	2,000円	4,000円
65歳以上の者、高校生以下の者又は身体障がい者手帳等所持者		1人3時間当たり	100円	200円
	回数券（11枚つづり）	1冊につき	1,000円	2,000円

備考　（略）

(3)　会員利用

区分	単位	使用料	
		市内	市外
一般	1人1か月当たり	1,000円	2,000円
65歳以上の者、高校生以下の者又は身体障がい者手帳等所持者	1人1か月当たり	500円	1,000円

備考　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に既に改正前の飯塚市グラウンドゴルフ場条例の規定により、施行日以後の利用に係る使用料を納付した者の当該使用料については、改正後の飯塚市グラウンドゴルフ場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第126号

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和7年法律第67号)の制定及び産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例(令和6年飯塚市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(回収納付金を受け取る権利の放棄等) 第3条　(略) 2　市長は、前項の規定に基づく申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等を受ける中小企業者等の事業の再生に資するものであると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。 (1)～(4)　(略) (5)　産業競争力強化法第2条第23項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 (6)　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和7年法律第67号)第14条第1項の規定により作成された早期事業再生計画(保証協会が当該早期事業再生計画に対し、同法第20条第1項に規定する同意を行おうとする場合に限る。)	(回収納付金を受け取る権利の放棄等) 第3条　(略) 2　市長は、前項の規定に基づく申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等を受ける中小企業者等の事業の再生に資するものであると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。 (1)～(4)　(略) (5)　産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

(7)　（略）	(6)　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第127号

飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例

飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

施設の管理を指定管理者に行わせるものとするとしている規定を、行わせることができるという規定に改正するため、本案を提出するものである。

飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例

飯塚市健康の森公園市民プール条例(平成18年飯塚市条例第196号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条　この条例は、飯塚市都市公園条例(平成18年飯塚市条例第195号)第28条の規定に基づき、健康の森公園市民プール(以下「市民プール」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (管理) 第2条　市長は、市民プールの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。 2　指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。 (1)　市民プールの利用に関すること。 (2)　市民プールの施設及び附属設備の維持並びに修繕に関すること。 (3)　市民プールの施設における安全対策について、市長の定める基準等に従い実施すること。 (4)　前3号に掲げるもののほか、事業の運営に関し市長が必要と認めること。	(趣旨) 第1条　この条例は、飯塚市都市公園条例(平成18年飯塚市条例第195号。以下「条例」という。)第28条の規定に基づき、健康の森公園市民プール(以下「市民プール」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (指定管理者による管理) 第2条　市民プールの管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

	(指定管理者が行う業務) 第3条　指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。 (1)　市民プールの利用に関すること。 (2)　市民プールの施設及び附属設備の維持並びに修繕に関すること。 (3)　市民プールの施設における安全対策について、市長の定める基準等に従い実施すること。 (4)　前3号に掲げるもののほか、事業の運営に関し市長が必要と認めること。
(利用期間及び休館日等) 第3条　市民プールの利用期間、休館日及び利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次条、第5条、第7条から第9条まで、第11条から第14条まで及び第15条本文において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。	(利用期間等) 第4条　市民プールの利用期間、休館日及び利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。
2　指定管理者は、前項ただし書の規定により施設の利用期間、休館日及び利用時間を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。	2　前項ただし書の場合において、指定管理者は、施設の見やすい場所に変更した利用期間、休館日及び利用時間を掲示しなければならない。
(利用の許可)	(利用の承認)

第4条　市民プールを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第5条　市民プールを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
2　市長は、市民プールの管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。	2　指定管理者は、市民プールの管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。
3　（略）	3　（略）
（利用の制限）	（利用の制限）
第5条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の許可をしないものとする。	第6条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の許可をしないものとする。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
（使用料）	（利用料金）
第6条　第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める使用料（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表第2に定める額の範囲（単位時間の設定を含む。）内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。）を市長又は指定管理者に支払わなければならない。	第7条　第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。
	2　利用料金は、別表第2に定める額の範囲（単位時間の設定を含む。）内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。
2　（略）	3　（略）
（使用料の減免等）	（利用料金の減免）

第7条　市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。	第8条　指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。
2　前項の規定により減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。	
（使用料の不還付）	（利用料金の不還付）
第8条　既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	第9条　既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。
（利用許可の取消し等）	（利用承認の取消し等）
第9条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止させることができる。この場合において、市又は指定管理者は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。	第10条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止させることができる。この場合において、市又は指定管理者は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。
(1)　利用者が、第4条第2項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。	(1)　利用者が、第5条第2項の規定による利用の承認の条件に違反したとき。
(2)　（略）	(2)　（略）
(3)　第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。	(3)　第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
(4)　災害その他やむを得ない理由により市長が必要と認めたとき。	(4)　災害その他やむを得ない理由により指定管理者が必要と認めたとき。
(5)　（略）	(5)　（略）

（権利の譲渡等の禁止）	（権利の譲渡等の禁止）
第10条　（略）	第11条　（略）
（特別の設備等）	（特別の設備等）
第11条　利用者が、特別の設備を施して市民プールを利用し、又は附属設備以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	第12条　利用者が、特別の設備を施して市民プールを利用し、又は附属設備以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。
2　市長は、必要があると認めるときは、利用者に特別の設備を施させることができる。	2　指定管理者は、必要があると認めるときは、利用者に特別の設備を施させることができる。
（入館の制限等）	（入館の制限等）
第12条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、市民プールの入館を拒み、又は退館を命じることができる。	第13条　指定管理者は、市民プールの管理上適当でないと認められる者があるときは、その入館を拒み、又は退館させることができる。
(1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者	
(2)　他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者	
(3)　火薬その他の危険物又は他人に迷惑となるものを携行する者	
(4)　前3号に掲げる者のほか、管理上支障がある者	
（販売行為等の禁止）	（販売行為等の禁止）
第13条　何人も、市民プールにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただ	第14条　何人も、市民プールにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただ

し、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（原状回復の義務）

第14条　利用者は、市民プールの利用を終了したとき、又は第9条の規定により利用の許可を取り消され、利用の制限を受け、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2　利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第15条　市民プールの施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第16条　（略）

別表第1（第3条関係）　（略）

別表第2（第6条関係）

使用料

1　温水プール

区分	基本使用料	超過金額

し、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

（原状回復の義務）

第15条　利用者は、市民プールの利用を終了したとき、又は第10条の規定により利用の承認を取り消され、利用の制限を受け、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2　利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第16条　市民プールの施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、指定管理者の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第17条　（略）

別表第1（第4条関係）　（略）

別表第2（第7条関係）

利用料金の範囲

区分	温水プール	レジャープー

		2時間	30分ごと
個人利用	一般	520円	130円
	高校生	310円	80円
	小・中学生	200円	50円
	幼児	100円	30円
	一般回数券	2時間／11回分5,200円	130円
	高校生回数券	2時間／11回分3,100円	80円
	小・中学生回数券	2時間／11回分2,000円	50円
	幼児回数券	2時間／11回分1,000円	30円
団体利用(30人以上)		個人利用によって算定された使用料の額に100分の70を乗じて得た額	

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

		基本金額	超過金額	基本金額
		2時間	30分ごと	終日
個人使用	一般	520円	130円	430円
	高校生	310円	80円	310円
	小・中学生	200円	50円	200円
	幼児	100円	30円	100円
	一般回数券	2時間／11回分5,200円	130円	
	高校生回数券	2時間／11回分3,100円	80円	
	小・中学生回数券	2時間／11回分2,000円	50円	
	幼児回数券	2時間／11回分1,000円	30円	
ロッカー使用				100円(1回)
団体使用(30人以上)		個人使用によって算定された利用料金の額に100分の70を乗じて得た額		

備考　利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に2時間未満の端数があるときは、2時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、着替え、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

2　レジャープール

区分		基本使用料
		終日
個人利用	一般	430円
	高校生	310円
	小・中学生	200円
	幼児	100円
ロッカー利用		100円(1回)
団体利用(30人以上)		個人利用によって算定された使用料の額に100分の70を乗じて得た額

備考　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に改正前の飯塚市健康の森公園市民プール条例の規定により、施行日以後の利

用に係る利用料金を納付した者の当該利用料金については、改正後の飯塚市健康の森公園市民プール条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第128号

飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

市外居住者に係る使用料を新設し、施設の管理を指定管理者に行わせるものとするとしている規定を、行わせることができるという規定に改正するため、本案を提出するものである。

飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市都市公園体育施設条例(平成18年飯塚市条例第197号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条　この条例は、飯塚市都市公園条例(平成18年飯塚市条例第195号)第28条の規定に基づき、市民公園の体育施設並びに健康の森公園の多目的広場及び多目的施設(以下「公園体育施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条　この条例は、飯塚市都市公園条例(平成18年飯塚市条例第195号。以下「条例」という。)第28条の規定に基づき、市民公園の体育施設並びに健康の森公園の多目的広場及び多目的施設(以下「公園体育施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(管理) 第1条の2　市長は、公園体育施設の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。	(管理) 第1条の2　公園体育施設の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。
2　指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。	2　指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。
(1)　公園体育施設の利用に関すること。	(1)　指定管理施設の利用に関すること。
(2)　公園体育施設(附属設備、器具及び冷暖房設備等を含む。以下「公園体育施設等」という。)の維持及び修繕に関すること。	(2)　指定管理施設の維持及び修繕に関すること。
(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が公園体育施設等の運営上必要と認める業務	(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が指定管理施設の運営上必要と認める業務
(利用時間及び休業日等)	(利用時間等)

第2条　公園体育施設の利用時間及び休業日は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。ただし、市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下、次条、第4条、第5条第3項、第6条、第7条、第8条及び第10条から第13条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。	第2条　公園体育施設の利用時間及び休館日は、別表第1から別表第3までのとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館し、又は利用時間及び休館日を変更することができる。
2　指定管理者は、前項ただし書の規定により公園体育施設の利用時間及び休業日を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。	
(利用の許可)	(利用の許可)
第3条　公園体育施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第3条　公園体育施設(附属設備を含む。以下同じ。)を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
2　市長は、公園体育施設等の管理上必要な範囲内で、前項の許可に条件を付することができる。	2　指定管理者は、公園体育施設の管理上必要な範囲内で、前項の許可に条件を付することができる。
	3　第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1から別表第3まで及び規則に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を納付しなければならない。
	4　利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
(利用の制限)	(利用の制限)

第4条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の許可をしないものとする。	第4条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の許可をしないものとする。
(1)　公園体育施設等における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。	(1)　公園体育施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
(2)・(3)　(略)	(2)・(3)　(略)
(4)　前3号に掲げる場合のほか、公園体育施設等の管理上支障があると認められるとき。	(4)　前3号に掲げる場合のほか、公園体育施設の管理上支障があると認められるとき。
(使用料)	
第5条　利用者は、別表第3及び規則に定める使用料を納付しなければならない。	
2　指定管理者に管理を行わせる場合においては、前項の規定にかかわらず、利用者は、別表第3及び規則に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。	
3　使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、利用料金。以下次条及び第7条において同じ。)は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。	
(使用料の減免等)	(利用料金の減免等)
第6条　市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又	第5条　指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減

はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。	免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。
2　前項の規定により減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。	
(使用料の不還付)	(利用料金の不還付)
第7条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。	第6条　既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
(利用料金に係る基準)	(利用料金に係る基準)
第7条の2　第6条及び前条ただし書の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。	第6条の2　第5条及び前条ただし書の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。
(利用許可の取消し等)	(利用許可の取消し等)
第8条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。	第7条　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。
(1)～(5)　(略)	(1)～(5)　(略)
2　(略)	2　(略)
(権利の譲渡等の禁止)	(権利の譲渡等の禁止)
第9条　(略)	第8条　(略)
(特別の設備等)	(特別の設備等)
第10条　利用者が、特別の設備を施して公園体育施設等を利用し、	第9条　利用者が、特別の設備を施して公園体育施設を利用し、又

又は附属設備以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	は附属設備以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
2　市長は、必要があると認めるときは、利用者に特別の設備を施させることができる。	2　指定管理者は、必要があると認めるときは、利用者に特別の設備を施させることができる。
（入場の制限等）	（入場の制限等）
第11条　市長は、公園体育施設等の管理上適当でないと認められる者があるときは、その入場を拒み、又は退場させることができる。	第10条　指定管理者は、公園体育施設の管理上適当でないと認められる者があるときは、その入場を拒み、又は退場させることができる。
（販売行為等の禁止）	（販売行為等の禁止）
第12条　何人も、公園体育施設等において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。	第11条　何人も、公園体育施設において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第13条　利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の許可を取り消され、利用の制限を受け、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。	第12条　利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第7条第1項の規定により利用の許可を取り消され、利用の制限を受け、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。
2　（略）	2　（略）
（損害賠償の義務）	（損害賠償の義務）
第14条　（略）	第13条　（略）

（委任）

第15条　（略）

別表第1（第2条関係）

施設の利用時間

施設の名称	利用時間
市民公園テニスコート	午前7時から午後10時まで
市民公園運動広場	午前6時から午後8時まで
健康の森公園多目的広場	午前10時から午後6時まで
健康の森公園多目的施設	午前10時から午後9時30分まで

（委任）

第14条　（略）

別表第1（第2条、第3条関係）

市民公園の体育施設

1　テニスコート

区分	利用料金（1時間当たり）	照明料金（1時間当たり）
一般	1コート400円	1コート200円
高校生以下	1コート200円	
利用時間	午前7時～午後10時	
休業日	12月29日から翌年の1月3日までの日	

備考　利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

2　運動広場

区分	利用料金（1時間当た	照明料金（1時間当た

		り）	り）
専用利用		200円	1基につき100円
1／2面利用	一般	100円	
	高校生以下	50円	
利用時間	午前6時～午後8時		
休業日	12月29日から翌年の1月3日までの日		

備考　利用料金及び照明料金は、消費税及び地方消費税を含む。

別表第2（第2条、第3条関係）

健康の森公園の多目的広場

区分	利用料金（1時間当たり）
一般	2,100円
高校生以下	1,050円
利用時間	午前10時～午後6時
休業日	12月29日から翌年の1月3日までの日

備考　利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

別表第3（第2条、第3条関係）

別表第2（第2条関係）

施設の休業日

施設の名称	休業日
市民公園テニスコート	12月29日から翌年の1月3日までの日
市民公園運動広場	
健康の森公園多目的広場	
健康の森公園多目的施設	火曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第3（第5条関係）

1　市民公園テニスコート

区分	使用料(1時間当たり)		照明使用料(1時間当たり)
	市内	市外	
一般	1コート400円	1コート800円	1コート200円
高校生以下	1コート200円	1コート400円	

備考

健康の森公園の多目的施設

室名	区分	料金
トレーニング室	一般	1時間当たり　100円
	高校生以下	1時間当たり　50円
	一般回数券	1時間／11回分　1,050円
	一般回数券	2時間／11回分　2,100円
	高校生以下回数券	1時間／11回分　520円
	高校生以下回数券	2時間／11回分　1,050円
エアロビクススタジオルーム	個人利用	1時間当たり　100円
	1室貸切りの利用(10名以下)	1時間当たり　1,050円
	1室貸切りの利用(11名以上)	1時間当たり　2,100円
会議室		1時間当たり　520円
利用時間	午前10時～午後9時30分	
休館日	火曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日	

1　使用料及び照明使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

2　市民公園運動広場

区分	使用料(1時間当たり)		照明使用料(1時間当たり)
	市内	市外	
専用利用	200円	400円	1基につき

1/2面利用	一般	100円	200円	100円
	高校生以下	50円	100円	

備考

1　使用料及び照明使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

3　健康の森公園多目的広場

区分	使用料(1時間当たり)	
	市内	市外
一般	2,100円	4,200円
高校生以下	1,050円	2,100円

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

4　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

4　健康の森公園多目的施設

利用室名	区分	利用時間・使用料
トレーニング室	一般	1人1時間につき　100円
	高校生以下	1人1時間につき　50円
	一般回数券1冊	1時間利用/11回分　1,050円
		2時間利用/11回分　2,100円
	高校生以下回数券1冊	1時間利用/11回分　520円
		2時間利用/11回分　1,050円
エアロビクススタジオルーム	個人利用(市内)	1時間につき　100円
	個人利用(市外)	1時間につき　200円
	専用利用10名以下(市内)	1時間につき　1,050円
	専用利用10名以下(市外)	1時間につき　2,100円
	専用利用11名以上(市内)	1時間につき　2,100円

	専用利用11名以上 (市外)	1時間につき　4,200円
会議室	市内	1時間につき　520円
	市外	1時間につき　1,040円

備考

1　使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3　小学生以下が、トレーニング室を利用する際は、保護者同伴とする。

4　トレーニング室及びエアロビクススタジオルームの個人利用で65歳以上の者又は身体障がい者手帳等の交付を受けている者については、半額とする。

5　利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。ただし、トレーニング室及びエアロビクススタジオルームの利用について、利用の前後の着替え等に要する時間は、使用料の算定に含まないものとする。

6　市内とは、個人が利用する場合にあっては、本市に住所を

備考

1　料金は、消費税及び地方消費税を含む。

2　トレーニング室及びエアロビクススタジオルームの個人利用で65歳以上の者及び身体障がい者手帳等所持者については、半額とする。

3　トレーニング室及びエアロビクススタジオルームの利用について、利用の前後の着替え等に要する時間は、料金の算定に含まないものとする。

有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体が利用する場合にあっては、次に掲げる団体とする。 (1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体 (2)　本市に主たる活動拠点を有する団体	

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に改正前の飯塚市都市公園体育施設条例の規定により、施行日以後の利用に係る利用料金を納付した者の当該利用料金については、改正後の飯塚市都市公園体育施設条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第129号

飯塚市総合体育館条例の一部を改正する条例

飯塚市総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

個人利用の市外居住者に係る使用料を新設するため、本案を提出するものである。

飯塚市総合体育館条例の一部を改正する条例

飯塚市総合体育館条例(令和4年飯塚市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理)	(指定管理者による管理)
第3条　(略)	第3条　(略)
(利用時間及び休館等)	(利用時間及び休館等)
第4条　総合体育館の利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次条、第6条、第8条、第9条、第11条第1項、第13条から第15条まで及び第17条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は利用時間及び休館日を変更することができる。	第4条　総合体育館の利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次条、第6条、第8条、第9条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は利用時間及び休館日を変更することができる。
2　指定管理者は、前項ただし書の規定により総合体育館の利用時間及び休館日を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。	
(使用料の減免等)	(使用料の減免等)
第11条　(略)	第11条　(略)
2　前項の規定により減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。	
(利用料金に係る基準)	(利用料金に係る基準)

第12条　利用料金に係る前条第1項の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。

別表第2(第10条関係)

(1)　専用及び部分利用

施設名	区分			利用時間・使用料(市内)			備考
				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	市内以外のものが利用する場合は、10割増とする。
メインアリーナ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	部分利用	1／3面利用	一般	1時間につき800円			
			高校生以下	1時間につき400円			
		1／6面利用	一般	1時間につき400円			
			高校生以下	1時間につき200円			
多目的ホール	専用利用		一般	1時間につき800円			
			高校生以下	1時間につき400円			
	部分	1／2	一般	1時間につき400円			

第12条　利用料金に係る前条の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。

別表第2(第10条関係)

(1)　専用及び部分利用

施設名	区分			利用時間・使用料(市内)			備考
				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	市内以外のものが使用する場合は、10割増とする。
メインアリーナ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	部分利用	1／3面利用	一般	1時間当たり800円			
			高校生以下	1時間当たり400円			
		1／6面利用	一般	1時間当たり400円			
			高校生以下	1時間当たり200円			
多目的ホール	専用利用		一般	1時間当たり800円			
			高校生以下	1時間当たり400円			
	部分	1／2	一般	1時間当たり400円			

	利用	面利用	高校生以下	1時間につき200円
弓道場	一般			1時間につき400円
	高校生以下			1時間につき200円
附属施設	多目的室A		室料	1時間につき500円
	多目的室B		室料	1時間につき500円
	会議室1		室料	1時間につき250円
	会議室2		室料	1時間につき250円
	会議室3		室料	1時間につき250円
	控室1		室料	1時間につき250円
	控室2		室料	1時間につき250円

備考

1　（略）

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3～5　（略）

6　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間につき算定した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その

	利用	面利用	高校生以下	1時間当たり200円
弓道場	一般			1時間当たり400円
	高校生以下			1時間当たり200円
附属施設	多目的室A		室料	1時間当たり500円
	多目的室B		室料	1時間当たり500円
	会議室1		室料	1時間当たり250円
	会議室2		室料	1時間当たり250円
	会議室3		室料	1時間当たり250円
	控室1		室料	1時間当たり250円
	控室2		室料	1時間当たり250円

備考

1　（略）

2　利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。

3～5　（略）

6　別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料を1時間当たりに算定した額に100分の50を乗じた額を加算した額とする。

端数を切り捨てる。

7　市内とは、個人利用の場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体利用の場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

8～10　（略）

(2)　トレーニング室

区分	利用時間・使用料
一般	1人当たり1時間につき100円
中・高校生	1人当たり1時間につき50円
一般回数券(1冊)	1時間利用/11回分1,000円
中・高校生回数券(1冊)	1時間利用/11回分500円

備考　（略）

(3)　個人利用

区分	利用時間・使用料	備考
一般	1人当たり1時間につき100円	市内以外のものが利用する場合は、10割増とする。
高校生以下	1人当たり1時間につき50円	

7　市内とは、個人使用の場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とし、団体使用の場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1)　本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2)　本市に主たる活動拠点を有する団体

7～10　（略）

(2)　トレーニング室

区分	利用時間・使用料
一般	1人1時間当たり100円
中・高校生	1人1時間当たり50円
一般回数券(11枚つづり)	1冊につき1,000円
中・高校生回数券(11枚つづり)	1冊につき500円

備考　（略）

(3)　個人利用

区分	利用時間・使用料
一般	1人1時間当たり100円
高校生以下	1人1時間当たり50円

備考

1～4　（略）

5　市内とは、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とする。

(4)　会員利用

区分	利用時間・使用料
一般	1人当たり1か月につき1,000円
中・高校生	1人当たり1か月につき500円

備考　（略）

別表第3(第17条関係)

区分	使用料
館内に臨時売店を設置する場合	1平方メートル当たり1日につき200円
館外に臨時売店を設置する場合	1平方メートル当たり1日につき100円

備考

1・2　（略）

3　この表において「1日」とは、別表第1に規定する利用時間をいう。ただし、第4条第1項ただし書の規定により市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者)が

備考

1～4　（略）

(4)　会員利用

区分	利用時間・使用料
一般	1人1か月当たり1,000円
中・高校生	1人1か月当たり500円

備考　（略）

別表第3(第17条関係)

区分	使用料
館内に臨時売店を設置する場合	1平方メートルにつき1日当たり200円
館外に臨時売店を設置する場合	1平方メートルにつき1日当たり100円

備考

1・2　（略）

3　この表において「1日」とは、別表第1に規定する利用時間をいう。ただし、第4条ただし書の規定により市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者)が利用時

利用時間を変更したときは、当該変更後の利用時間をいう。	間を変更したときは、当該変更後の利用時間をいう。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に既に改正前の飯塚市総合体育館条例の規定により、施行日以後の利用に係る利用料金を納付した者の当該利用料金については、改正後の飯塚市総合体育館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第130号

飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

診療科目を細分化し、消化器内科及び消化器外科を設けて提供する医療の充実を図るため、本案を提出するものである。

飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市公営企業の設置等に関する条例(平成28年飯塚市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第3条　(略) 2・3　(略) 4　病院事業を行う病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 (1)・(2)　(略) (3)　診療科目 ア～チ　(略) ツ　消化器内科 テ　消化器外科 (4)　(略)	(経営の基本) 第3条　(略) 2・3　(略) 4　病院事業を行う病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 (1)・(2)　(略) (3)　診療科目 ア～チ　(略) (4)　(略)

附　則

この条例は、令和9年2月1日から施行する。

議案第131号

第3次飯塚市総合計画基本構想

第3次飯塚市総合計画基本構想を別紙のとおり策定することについて、飯塚市総合計画策定条例(平成27年飯塚市条例第1号)第5条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進を基本に総合的かつ計画的な市政運営を図るため、本案を提出するものである。

議案第132号

契約の締結(穂波福祉総合センター大規模改修(空調設備・その1)工事)

穂波福祉総合センター大規模改修(空調設備・その1)工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

1　工事名　　穂波福祉総合センター大規模改修(空調設備・その1)工事
2　工事場所　　飯塚市　枝国　地内
3　契約金額　　197,036,400円
4　受注者　　福岡県飯塚市大分527番地15
　　内山空調株式会社
　　代表取締役　内山　薫
5　契約の方法　指名競争入札

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

工 事 請 負 議 案 資 料

入 札 概 要

工　　事　　名	穂波福祉総合センター大規模改修（空調設備・その１）工事
工　　期	本契約として認められた日から令和10年1月29日まで
予 定 価 格 （ Ａ ）	214,170,000 円 （うち消費税　　19,470,000 円） （194,700,000 円 税抜）
最 低 制 限 価 格	197,036,400 円 （うち消費税　　17,912,400 円） （179,124,000 円 税抜）
落 札 額 （ Ｂ ）	197,036,400 円 （うち消費税　　17,912,400 円） （179,124,000 円 税抜）
落札率（Ｂ／Ａ） （少数点第3位以下切捨）	92.00 ％
落　札　者　名	内山空調株式会社
入　　札　　日	令和8年9月15日

入札参加業者名（指名競争入札）

ユゲデンキ株式会社	株式会社豊熱	内山空調株式会社
有限会社オープラント		

＊地方自治法施行令第167条の9によるくじ引きの結果　（4者中4者）

工 事 請 負 議 案 資 料

工　事　名　　穂波福祉総合センター大規模改修（空調設備・その１）工事

工　　期　　本契約として認められた日から令和 10 年 1 月 29 日まで

工　事　概　要

・換気機器設備工事　　・・・　一式
・換気ダクト設備工事　　・・・　一式
・換気配管設備工事　　・・・　一式
・自動制御設備工事　　・・・　一式
・撤去工事　　・・・　一式

上記に伴う空調設備工事一式

穂波福祉総合センター大規模改修(空調設備・その１)工事

付近見取図

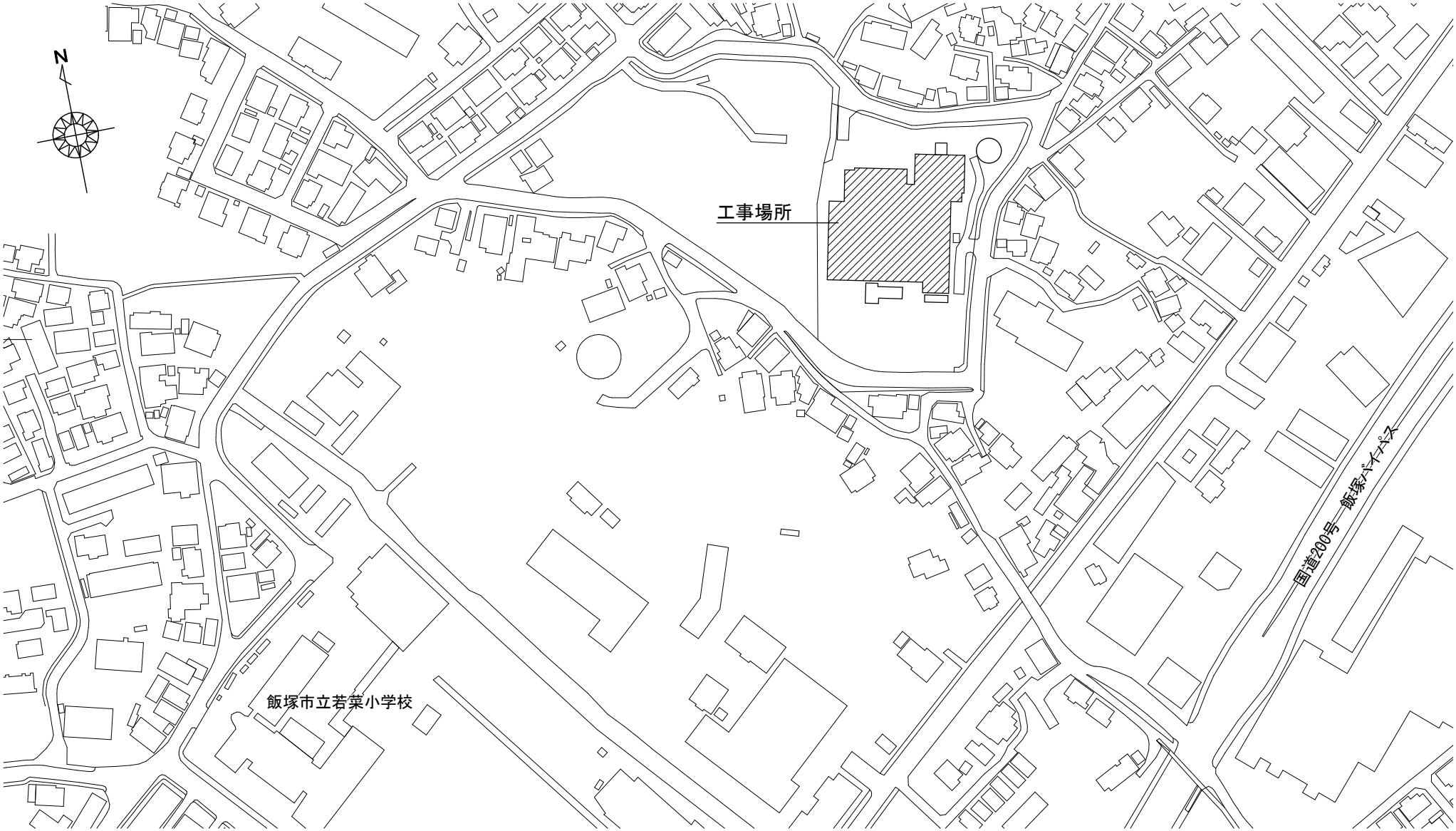

穂波福祉総合センター大規模改修（空調設備・その１）工事

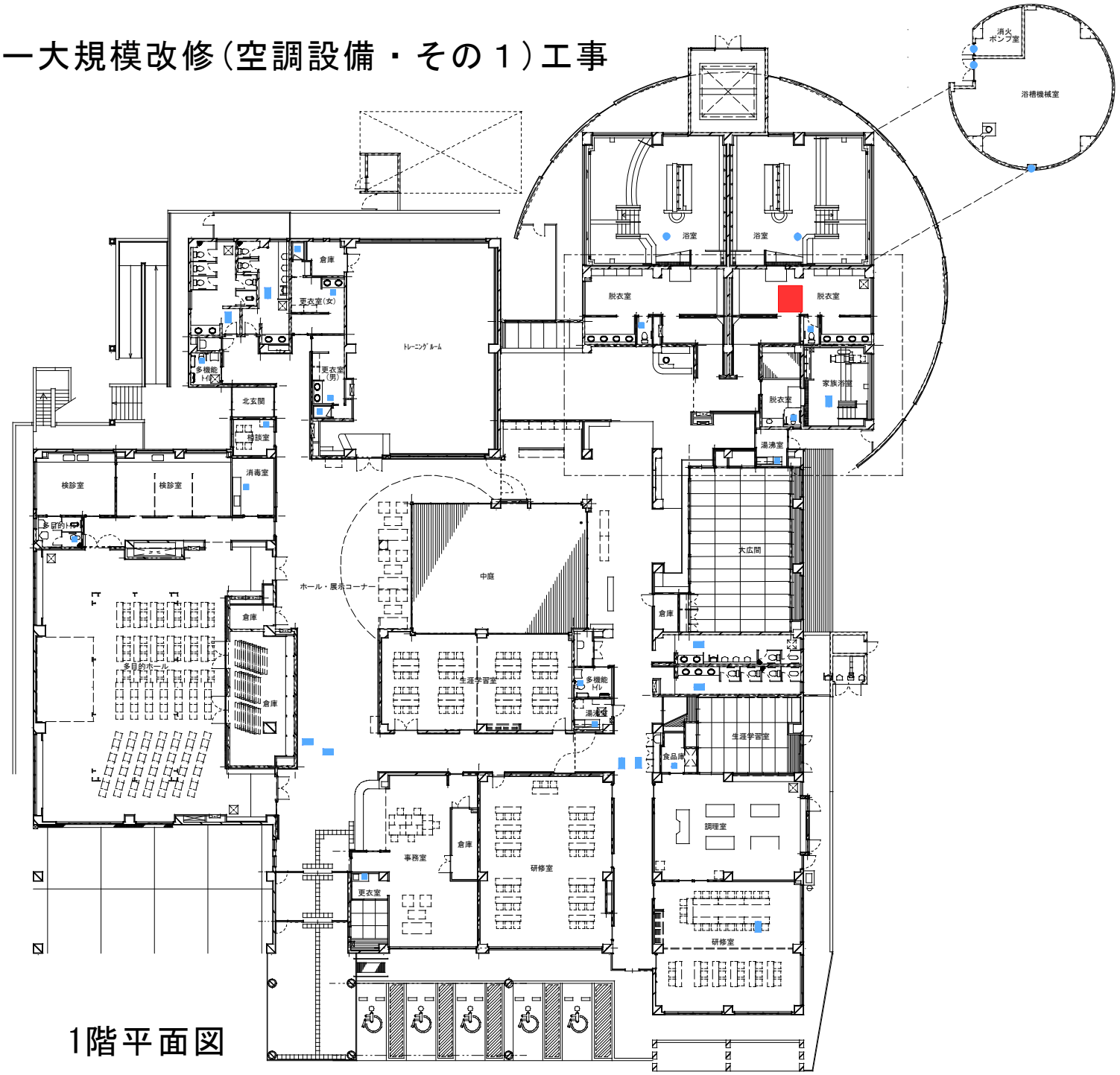

凡例

：換気扇

：外調機

1階平面図

穂波福祉総合センター大規模改修(空調設備・その１)工事

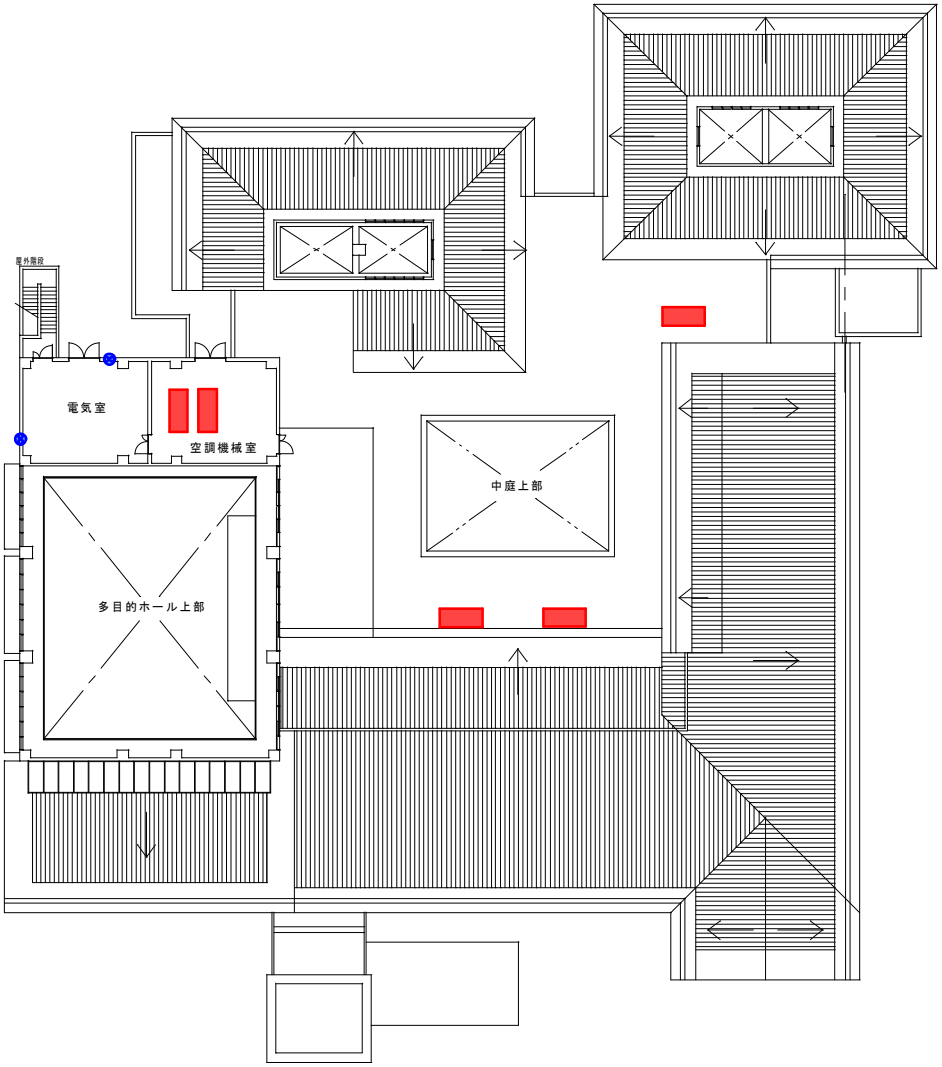

凡例

：換気扇

：外調機

R階平面図

議案第133号

土地の処分(大将陣公園東側)

次の普通財産を処分するものとする。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

1	所在地	飯塚市楽市字谷1番45外2筆
2	地　目	雑種地外
3	処分面積	8,579.88平方メートル
4	処分価格	30,580,000円
5	契約の相手方	愛知県愛西市北一色町東田面231番地 株式会社　大綿 代表取締役　大島　顕徳

提案理由

この普通財産を、株式会社大綿に処分するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

処分する財産の明細表

所　　在	地　目	地　積(㎡)
飯塚市楽市字谷1番45	雑種地	3,383.00
飯塚市楽市字谷1番47	山林	3,611.21
飯塚市平恒字入蔵875番5	原野	1,585.67
合　　計		8,579.88

位置図

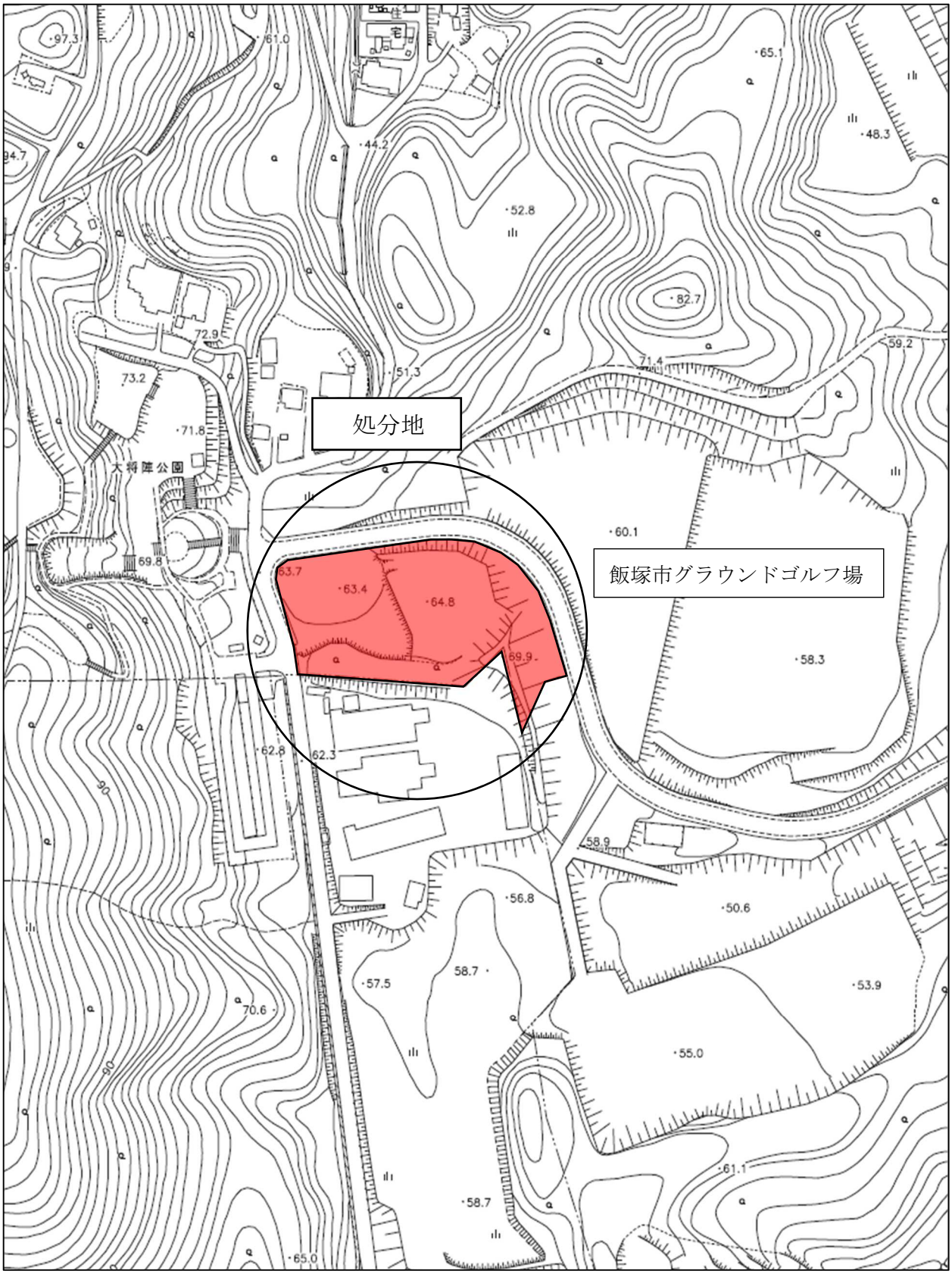

議案第134号

訴えの提起(介護給付費返還金に係る差押債権取立請求事件)

介護保険法第22条第3項に基づく介護給付費返還金を徴収するため、差押債権取立請求の訴えをすることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

1　原　告　飯塚市
2　被　告　住　所　[redacted]
　　氏　名　[redacted]
3　事件名　介護給付費返還金に係る差押債権取立請求事件
4　事件の概要
(1)　ヘルパーステーション虹の華において、介護サービスを提供していないにも関わらず介護報酬が請求されるという事案が発生し、福岡県から株式会社瑞穂会が運営する当事業所へ指定取消処分が行われた。
(2)　これに伴う不正請求返還額19,124,403円については、飯塚市から令和8年3月18日、当法人に向け、「介護報酬の不正請求に係る介護給付費返還金の支払いについて」を通知した。
(3)　通知後、介護報酬との相殺により、不正請求返還額の一部に当たる2,296,648円が返還され、それ以降当法人に対し残額16,827,755円の支払いを求めているが、返還に応じない。
(4)　そのため、当法人が第三債務者である[redacted]氏に対して有する貸付金返還請求権を差し押さえ、[redacted]氏に対してその支払を求めたが、これに応じない。
5　議決を求める事由
(1)　下記を内容とする訴えを福岡地方裁判所飯塚支部に提起すること。
ア　被告[redacted]に対し、法人から被告[redacted]への貸付金に係る返還請求権差押に係る取立訴訟を提起すること。

イ　訴訟費用(当該裁判にかかる諸費用)を支払うこと。

(2)　本件訴え提起後において、必要と認める場合には和解すること。

(3)　訴訟の結果について、必要と認める場合には上訴すること。

提案理由

請求の訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものである。

議案第135号

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連番号	路線番号	路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	図面番号
1	33624	安恒・鶯谷3号線	安恒533-21地先	安恒504-29地先	6.8	92.3	No.1
2	43453	仁保17号線	仁保447-5地先	仁保447-11地先	7.1	28.1	No.2
				合　計		120.4	

市道認定路線図

No. 1

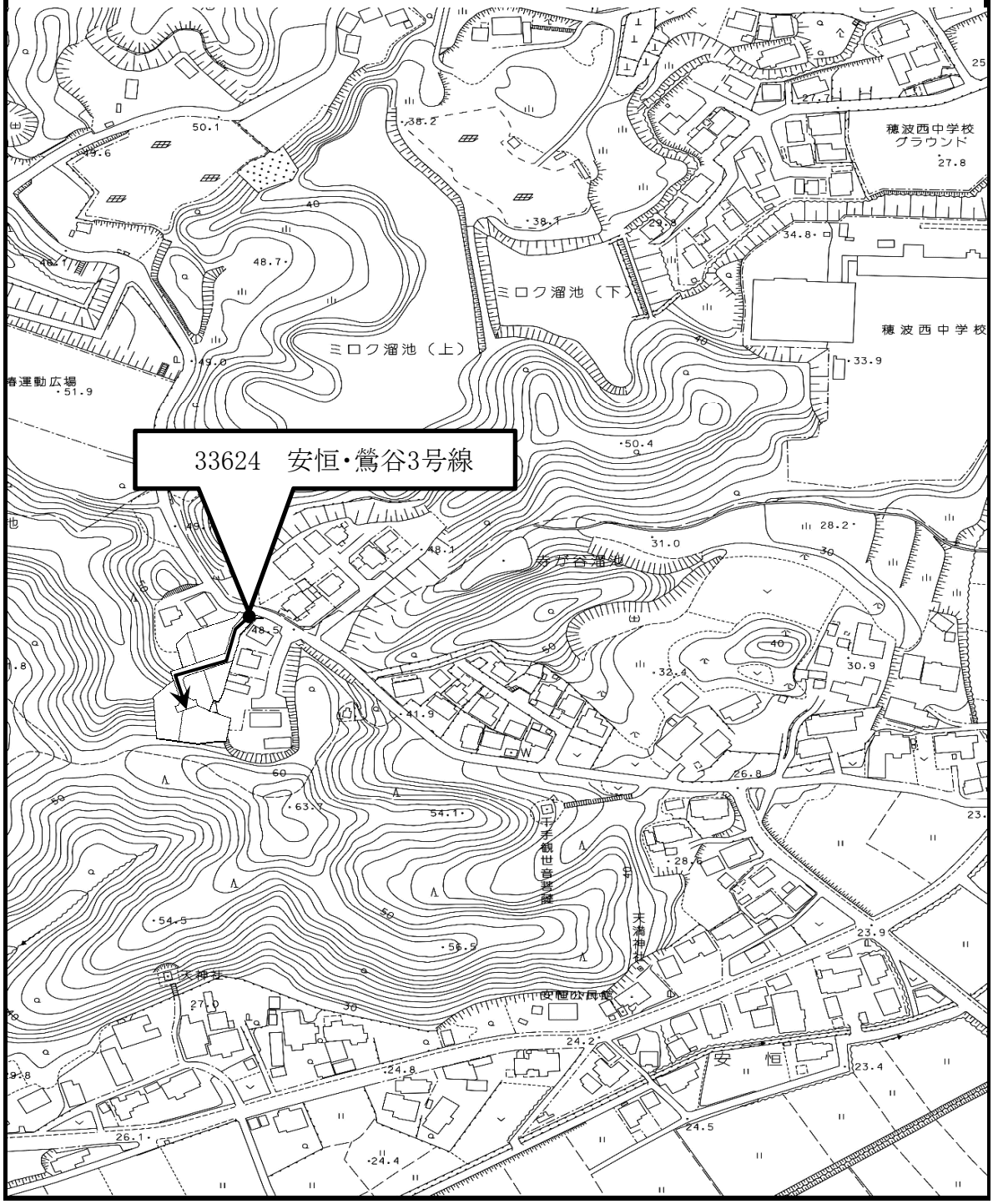
33624　安恒･鶯谷3号線
穂波西中学校グラウンド
穂波西中学校
ミロク溜池（下）
ミロク溜池（上）
春運動広場
芳乃谷溜池
千手観世音菩薩
天満神社
安恒公民館
安　恒

市道認定路線図

No. 2

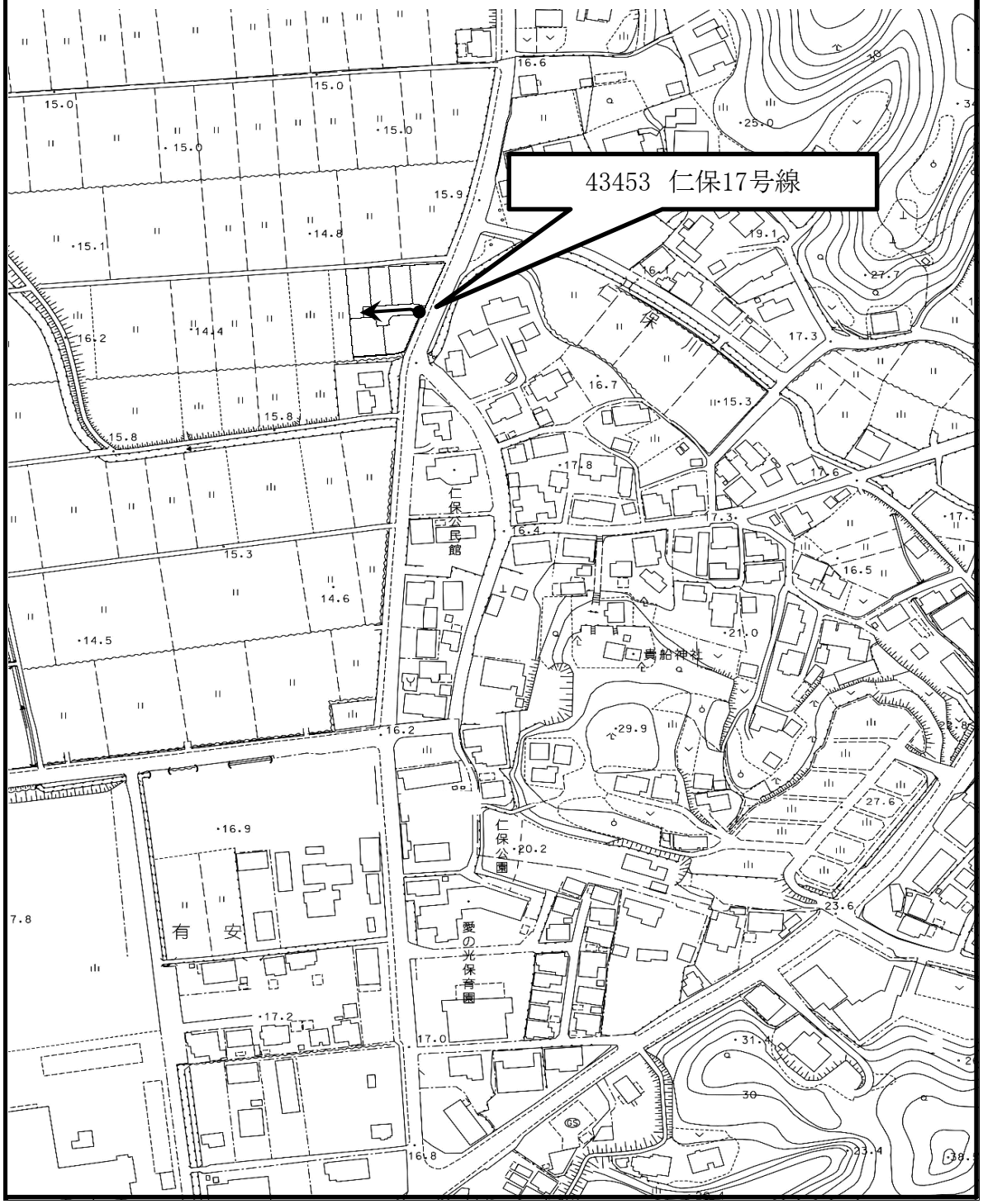

報告第27号

専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和8年9月28日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年12月3日提出

飯塚市長　　武　井　政　一

損害賠償の額　498,584円

1　事故発生の日時、場所

令和8年5月18日(月)午前9時10分頃

飯塚市吉北地内

2　事故の概要

環境対策課職員が飯塚市清掃工場の東門付近の除草作業中、駐車中の相手方車両に小石が衝突し、車両左側リアウインドウ及び左側リアドアを損傷させたもの。

3　損害の状況

物的損害　相手方　車両左側リアウインドウ及び左側リアドア損傷

市側　　なし

4　示談の内容

(1)　この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2)　双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として498,584円を相手方に支払う。

(3)　双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5　損害額及び賠償負担額(区分)

区　　分		損　害　額	負　担　区　分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	修理費用 代車費用	498,584 円	498,584 円	0 円

6　事故現場見取図

